第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第３０号
北九州市若松区上原町２番21号
破産者　上野　友江
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５２号
熊本県上益城郡山都町白小野337番地１、住民票上の住所熊本県上益城郡山都町白小野197番地２
破産者　甲斐　浩幸
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
福岡市博多区博多駅南２丁目13―18　ヒルクレスト博多駅405号室、住民票上の住所熊本県阿蘇郡西原村大字布田680番地29
破産者　佐藤　昭彦
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７５号
北海道夕張郡由仁町中央38番地
破産者　田村　周一
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第４８号
北海道沙流郡日高町字富浜145番地
破産者　川野　浩志
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
宮城県大崎市古川休塚字二ツ江11番地２　ファミールコンノＡ棟２号
破産者　太田　俊昭
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
茨城県ひたちなか市高場2355―１ご長寿くらぶ高場、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字中根4863番地18
破産者　渡邊　義男
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２００号
茨城県牛久市田宮町466番地の22
破産者　土屋　琢磨
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
神奈川県秦野市北矢名158番地の１　パリオ北矢名　206号、前住所神奈川県南足柄市狩野33番地21
破産者　林　　滝二
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９号
神奈川県平塚市代官町32番13―503号　コーラル湘南平塚、前住所神奈川県平塚市宮の前10番８号　コーポロッキー101
破産者　舟橋　章夫
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０号
神奈川県平塚市代官町32番13―503号　コーラル湘南平塚
破産者　舟橋　まり
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９１号
岐阜県恵那市長島町中野1251番地260
破産者　宮嶋　壽博
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１０５号
岐阜県中津川市茄子川1683番地の2140
破産者　林　　忍
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４４９号
静岡県沼津市西沢田806番地の１
破産者　古屋　芳美
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
大津市羽栗１丁目12番13号
破産者　一実牛乳店こと　松本　幸夫
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９０号
兵庫県尼崎市常吉２丁目５番16―109号
破産者　野口　仁志
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２７号
岡山県都窪郡早島町早島83番地３
破産者　原　　義治
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
香川県高松市鶴市町935番地３　キャッツコート鶴市205
破産者　金後　順三
1　決定年月日　平成29年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係